

## <道路愛称の路線の選定の考え方>

(第1回選考委員会の内容及び自治会の意見を踏まえて)

### 1 平成11年時に選定に至らなかった路線の範囲について

選定に至らなかった理由の一つに、範囲が広く、適切な名称がなかったということであった。

しかし、No.2については、同じトウカエデが植えられており、景観としては統一されており、No.3についても、国道2号から43号まで桜が植えられており、お店があることで雰囲気は若干違うものの、景観としては統一されている。

以上のことを踏まえ、平成11年時と同じ範囲で公募するという考え方とする。

しかし、過去の選定に至らなかった理由や、自治会からの意見も踏まえ、路線の範囲についても公募の内容に含めることとする。

→No.2の山手線とNo.3の駅前線の路線の範囲を変更。

### 2 すでに地域で定着している愛称のある路線について

川西さくら通りや三八通り、本通り、呉川のコミュニティ道路などは、すでに地域で愛称として定着している。

道路愛称設定実施要綱においては、愛称設定の目的として、街に対する愛着を深め、親しみのある街づくりに寄与することを目的とするとなっており、上記の路線はすでに目的は達成されていると考える。

以上のことを踏まえ、川西さくら通り、三八通り、本通り、呉川のコミュニティ道路など、すでに地域で定着している路線を候補路線として公募することはしない。

しかし、公募の内容に、候補以外の路線についても自由に記載してもらうような形式にすることとし、上記の路線について応募が多数あれば設定することを検討する。

また、今後上記の路線については、周知も行っていくこととする。

→No.4の呉川のコミュニティ道路を候補から外す。

### 3 住宅街における候補路線について

南芦屋浜において、住宅地内の道路に対して愛称を設定することが望ましくないという意見もあったことから、今回は住宅地内の道路については候補路線としては挙げないこととする。

しかし、公募の内容に、候補以外の路線についても自由に記載してもらうような形式にすることとし、上記の路線について応募が多数あれば設定することを検討する。

→No.7の南浜陽光線とNo.8の涼風線・涼風緑地線を候補から外す。